

○香春町公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則

平成17年12月28日
規則第13号

(趣旨)

第1条 この規則は、香春町公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年香春町条例第11号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(申請書)

第2条 条例第3条の規定による申請書は、指定管理者指定申請書（様式第1号）によるものとする。

(指定等の通知)

第3条 条例第6条第1項の規定により、指定管理者に指定する法人その他の団体（以下「団体」という。）には指定管理者指定通知書（様式第2号）により、指定管理者に指定しない団体には指定管理者不指定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

(事業報告書)

第4条 条例第8条の規定による事業報告書は、指定管理者事業報告書（様式第4号）によるものとする。

(指定の取消し等)

第5条 町長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 町長は、前項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、遅滞なく、その旨を告示するとともに、当該指定管理者に指定管理者指定取消等通知書（様式第5号）により通知するものとする。

3 第1項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、町はその賠償の責めを負わない。

(補則)

第6条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年3月3日規則第3号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和4年7月4日規則第30号）

この規則は、公布の日から施行し、令和4年6月1日から適用する。

様式第 1 号(第 2 条関係)

指 定 管 理 者 指 定 申 請 書

年 月 日

香春町長 殿
(教育委員会)

所在地
申請者(団体名称)
代表者名

香春町公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第3条の規定に基づき、指定管理者の指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1 公の施設の名称

2 添付書類

- (1) 管理を行う公の施設の事業計画書
- (2) 管理を行う公の施設の当該管理に係る収支計画書
- (3) 当該団体の経営状況を説明する書類
- (4) その他町長が必要と認める書類

様式第2号(第3条関係)

指 定 管 理 者 指 定 通 知 書

香 第 号
年 月 日

殿

香春町長 印
(教育委員会)

年 月 日付けで申請のあつた指定管理者の指定については、貴団体を公の施設の指定管理者として指定したので、香春町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則第3条の規定に基づき通知します。

公の施設の名称

様式第3号(第3条関係)

指 定 管 理 者 不 指 定 通 知 書

香 第 号
年 月 日

殿

香春町長 印
(教育委員会)

年 月 日付けで申請のあつた指定管理者の指定については、貴団体を公の施設の指定管理者として指定しませんので、香春町公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則第3条の規定に基づき通知します。

1 公の施設の名称

2 指定管理者に指定した団体

様式第4号(第4条関係)

指定管理者事業報告書

年 月 日

香春町長 殿
(教育委員会)

所在地
団体名称
代表者名

公の施設の管理の業務に関し、香春町公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第8条の規定に基づき、次のとおり報告します。

1 実施期間

年 月 日から 年 月 日まで

2 公の施設の名称

3 添付書類

- (1) 管理の業務の実施状況及び利用状況
- (2) 使用料又は利用料金の収入実績
- (3) 管理に係る経費の収支状況
- (4) その他町長が必要と認める事項

様式第5号(第5条関係)

指定管理者指定取消等通知書

香 第 号
年 月 日

殿

香春町町長 印
(教育委員会)

香春町公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則第 5 条第 1 項の規定に基づき

指定を取り消した
指定管理者の 管理の業務(全部・一部)を停止した
ので、通知します。

1 公の施設の名称

2 取消年月日 年 月 日
業務停止(全部・一部) 年 月 日から 年 月 日まで
停止対象業務

3 理由

(教示)

この決定に不服がある場合は、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して 3 月以内に香春町長に対して審査請求をすることができます。また、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して 6 か月以内に香春町を被告としてこの決定の取消しの訴えを提起することもできます。

なお、決定の取消しの訴えは、審査請求を行つた後においては、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

様式第 1 号 (第 2 条関係)
様式第 2 号 (第 3 条関係)
様式第 3 号 (第 3 条関係)
様式第 4 号 (第 4 条関係)
様式第 5 号 (第 5 条関係)